

事業用自動車総合安全プラン2009 の中間見直しの概要について

国土交通省

自動車局安全政策課

内閣府特命担当大臣談話 (H22.1)

■ 平成30年を目途に、**交通事故死者数を半減**させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。

事業用自動車総合安全プラン2009

平成30年までの10年間で、

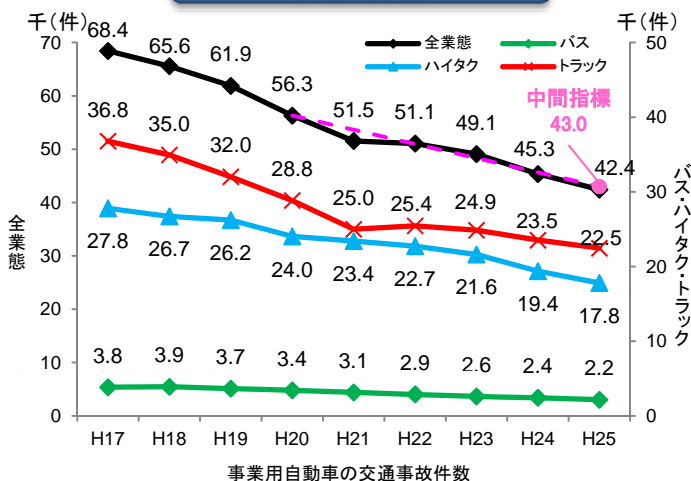
- **死者数半減** (目標:H30年250人)
- **事故件数半減** (目標:H30年3万件)
- **飲酒運転ゼロ**
- **危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無** (新規追加)

事業用自動車の交通事故等発生状況

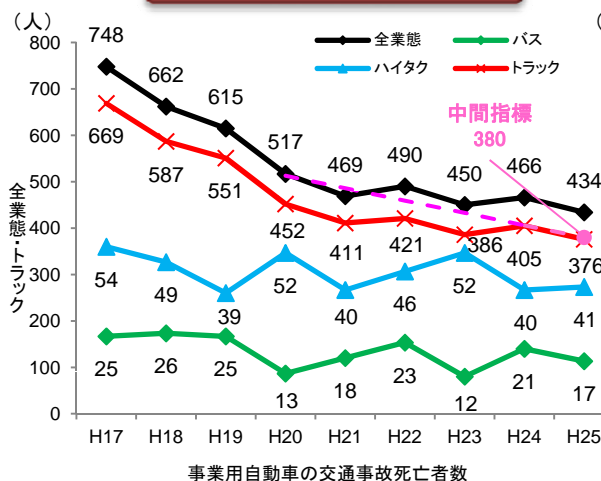
	〈平成20年〉	→	〈平成25年〉	(中間指標)
事故件数	56,305件		42,425件	(43,000件)
死亡者数	517人		434人	(380人)
飲酒運転	287件		126件	(ゼロ)

	事故件数	死亡者数	特徴
バス	2,164件	17人	車内事故が最も多く、過半数以上が高齢者。
ハイタク	17,799件	41人	出会い頭が最も多い。また、空車時の事故が全体の約3/4。死亡事故では、路上寝込み者等の轢過が他業態と比較し多い。
トラック	22,462件	376人	追突事故が最も多く、全体の約半数を占める。死亡事故では、歩行者等の横断中に発生した事故や追突事故によるものが多く、追突事故については夜間の発生が過半数以上。

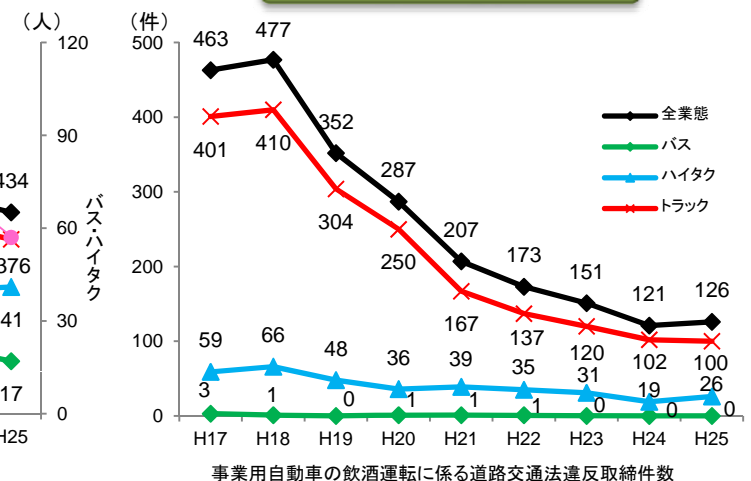
事故件数



死亡者数



飲酒運転



※(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計(平成25年度版)」、警察庁「交通統計」により作成 (バスの飲酒運転については、国土交通省にて把握している事案のみ)
 ※「事故件数」とは事業用自動車による人身事故件数、「死亡者数」とは事業用自動車による交通事故死亡者数、「飲酒運転」とは事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締り件数を指す

平成21年～25年までの5年間の事故等発生状況や施策の進捗状況等を踏まえ、平成30年に向け事業用自動車の事故等削減目標を達成するため、事業用自動車総合安全プラン2009の中間見直しを行い、これまでの重点施策の更なる強化を図るとともに、新たな重点施策を追加する。

これまでの重点施策の更なる強化

(1) 安全体質の更なる強化

- ・緊張感の維持とプロフェッショナルとしての自覚と誇りの再啓発
- ・運輸安全マネジメントの更なる実効性向上
- ・保安指導を担う指導的人材の育成 等

(2) コンプライアンスの徹底

- ・悪質事業者の徹底した排除
- ・市場メカニズムの更なる強化 等

(3) 飲酒運転の根絶・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無

- ・運転者の日常的飲酒に対する指導・管理
- ・遠隔地でのアルコールチェックの更なる実効性向上
- ・啓発活動推進等による危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底 等

(4) より先進的なIT・安全技術の活用

- ・衝突被害軽減ブレーキ等のより一層の普及加速
- ・次世代運行記録計の確立、ドライブレコーダー等の普及加速
- ・更なる先進安全技術(ASV)の開発・実用化の加速 等

(6) 道路交通環境の改善

- ・事故発生割合の高い区間等への集中的な交通事故対策
- ・地域の協力を得ながら、生活道路における交通安全対策 等



新たな重点施策の追加

(5) 運行の現場を含めた関係者一丸となった行動、構造的な課題への対処

- ① きめ細やかな対策立案と現場まで分かり易い具体的アクションの実施
(業界等による主体的な事故分析、必要な対策の検討・実施 等)
- ② 運転者教育の強化、担い手の確保及び育成
(若年運転者の効率的・効果的な指導による質の高い運転者の育成・確保、高齢運転者の運転特性を踏まえた指導の強化 等)
- ③ 事故調査機能の強化
(各分野の専門家から構成される「事業用自動車事故調査委員会」による事故要因の調査と再発防止策の提言を踏まえた対策の実施 等)
- ④ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底
(「運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策」(H26.4)の現場への浸透・徹底等の引き続きの実施)
- ⑤ 高速・貸切バスの安全・安心の確保
(「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」(H25.4)の引き続きのフォローアップの実施と対策の更なる実効性向上に向けた検討 等)
- ⑥ 訪日旅行の安全品質の確保、積極的な発信
(訪日外国人が多く利用する貸切バスの安全の確保、訪日旅行の新たな付加価値としての高い安全品質の海外への積極発信 等)
- ⑦ トラック事業及びタクシー事業の市場構造の適正化
(適正運賃の収受、取引の書面化、荷主勧告制度等の実効性の確保、「タクシー『サービス向上』『安心利用』推進法」の着実な施行 等)

業界毎のきめ細やかな対策の実施

◆ 業界毎の事故発生状況を踏まえた対策の実施

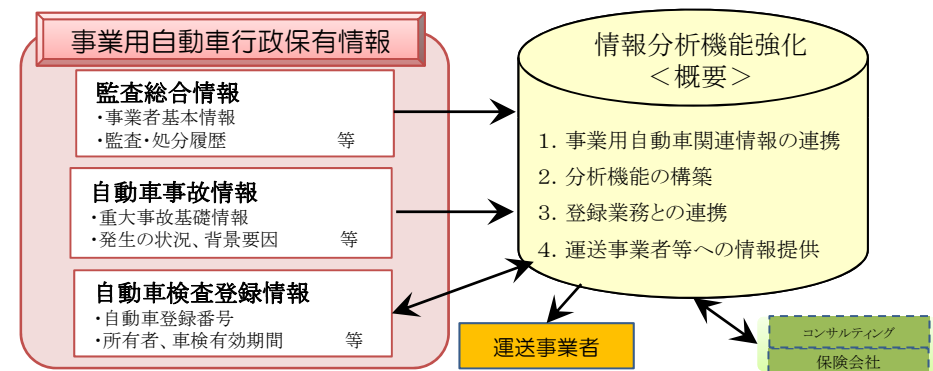
各モードの多発傾向にある**特徴的な事故にターゲットを絞り**、運転者・運行管理者など運行の**現場関係者とも一丸**となった事故抑止の取り組みを実施し、**1～2年の成果を評価**する。

- **バス**：発進時の**車内事故**防止対策の推進等
- **ハイタク**：交差点での**出会い頭事故**防止対策の推進等
- **トラック**：**1万台あたりの死亡事故**件数を**2.0**以下に等

各種情報を活用した事故防止対策

◆ 各種情報を活用した事故防止対策 (H27年度予算要求中)

個別に管理されてきた事業用自動車に関する**行政保有情報を横断的・多角的に分析し**、**事故の未然防止のための指導や監査機能の強化**に寄与する。



更なるIT・新技術の活用

◆ 先進安全自動車(ASV)技術の普及・開発等の促進

衝突被害軽減ブレーキを始めとするASV技術について、**一層の普及加速**を図るとともに、**ドライバー異常対応システム等の新技術の開発・実用化**についても促進を図る。

◆ 次世代運行管理・支援システムの確立

運行記録計の低コスト化を推進しつつ、生体センサーやクラウド等を活用し、**健康管理・過労運転防止**を含めた安全運転の指導に有効な**運行管理・支援システムの確立**に向けた検討を行う。

危険ドラッグ等薬物対策

◆ 目標に新たに「危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無」を追加

事業用自動車の運転者による覚せい剤や危険ドラッグを使用した疑いのある事案など、公共交通の信頼そのものが崩れかねない事案が発生している。

公共交通の信頼を確保し、**薬物使用の禁止徹底**を図るため、プラン2009の**目標に新たに**、

『危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無』を追加する。